

第 6706 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月21日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税の総額主義

Q : 今年の4月から消費税の総額表示が義務になっているようですが、総額表示しないでいいものもありますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

消費税の総額表示とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格を表示することをいいます。

つまり、総額表示は、消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときに義務付けられているものですから、事業者間での取引については、総額表示義務の対象にはなっていません。

なお、対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

このように、総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示、チラシあるいは商品カタログにおいて、「あらかじめ」価格を表示する場合に対象になりますので、見積書、契約書、請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】